

令和2年6月5日開催

箕輪町農業委員会 28回総会

会 議 録

1. 開催日時 令和2年6月5日(金) 午後3時00分から午後3時40分

2. 開催場所 産業支援センター2階研修室

3. 出席委員(22人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克也
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局次長	丸山	敦
事務局書記	濱	麻利子

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第6 報告第1号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について
- 日程第7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第8 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

次 長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。あけましておめでとうございます。

農業委員会憲章のご唱和をお願いします。

（農業委員会憲章の唱和）

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

ご苦労様です。新型コロナの緊急事態宣言が全国で解除された。われわれ農業者には、あまり三密は関係が無いが、いろいろな会議が、中止や延期となっており、懇親会もなくなり寂しい思いであります。解除を受け、いろいろな会議も徐々に通知等来ている。農家にとっては、コロナ何のそのの中、田植え作業も多くの農家さんは完了している。本日は、体調を崩していた代田委員が復帰してきております。本来であれば、病院に御見舞にいくところでしたが、病院への見舞いが禁止となっておりましたので、本日会として御見舞を渡しました。後ほど挨拶をお願いしたいと思います。

福与地区で営農型太陽光発電施設の計画が進んでいる。委員の皆さんにおかれましては、出てきた際は、しっかり協議を行わなければとなるので、しっかり勉強をして望みたいと考えております。

より挨拶をお願いします。

次 長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議 長

ただいまから第 28 回総会を開会いたします。本日の出席者ですが、現在 22 人です。箕輪町農業委員会会議規則第 6 条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

5 月の経過報告について申し上げます。

5 月第 27 回総会を 5 月 8 日（金）に行い、農地法第 3 条 4 件については、総会后 11 日付けで許可書を交付しました。農地法 4 条の転用審議案件 2 件と農地法 5 条の転用審議案件 5 件については、総会后 11 日付けで許可書を交付しました。その他につきましては、経過報告を見ていただきたいと思います。

議 長

それでは、これより審議に入ります。

日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

3 番北條眞一委員・4 番代田三男委員の両委員を指名いたします。日程第 2 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 説明をいたします。

1 つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、 地目は「畑」面積 m²です。

譲受人は さん。自宅近くであり、家庭菜園としての利用を考えている。譲渡人の さんは、遠方に住んでおり、今後も戻ってくる予定は無い為農業経営の縮小を考えていた。取得後の耕作面積は、34a で地域の下限面積 5 a を満たしております。

売買価格は、 です。

位置図は、1 ページになります。

2 つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、 地目は「畑」面積 m²です。

譲渡人は、高齢の為、取得の話があり売買することとした。譲受人の は、農業経営の拡充の為取得したいと考えた。取得後の耕作面積は 204a で地域の下限面積 30 a を満たしております。

売買金額は です。

位置図は、3 ページになります。

3つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
土地の表示は、[] 地目「畑」面積 [] m²です。
2番案件と同一人物の計画となります。
売買価格は、[] です。
位置図は5ページとなります。

4つ目の案件です。無償贈与による所有権移転の申請です。
土地の表示は、[] 地目「畑」面積 [] m²です。
譲受人は、隣接地で果樹(りんご)を行なっており、拡充を計画。現在申請地には、梅の木があるが、自身で伐根を行うため、無償にて譲り受けることとした。譲渡人は、遠方に暮らしており、今後も箕輪に戻る予定が無い為、手放すこととした。
位置図は、7ページです。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 1番案件につきまして、金澤委員。

金澤委員 4/13 [] が来て説明。[] の親戚が持っていた。今後 [] が耕作していくということで問題ない。

議 長 2番・3番の案件について、藤澤委員。

藤澤委員 5/2,5/18に [] より説明を受けた。内容については、事務局の説明のとおりです。

議 長 4番案件について、藤田委員。

藤田委員 次長が窓口となり話を進めていただいた。[] も遠方に住んでおり、今後については、戻ってくる考えは無く、農地については、精算したいと考えており、また、[] 隣接地で果樹を栽培していて、拡充を図るものであります。

議 長 ただいま事務局及び地区委員より説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。採決をいたします。

原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第1号議案については認めることに決定しました。

日程第3議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

1つ目の案件です。賃貸借に伴う駐車場の申請です。

土地の所在は、[REDACTED] 地目「田」[REDACTED]㎡です。

事業計画者は、近隣で建設業を営んでいる。自宅の隣に事務所兼倉庫を構えていますが、工事に使用する資材が敷地内に置ききれず、200mあまり東にある実家の庭先にも置いていたが、実家の敷地は狭く、資材を1箇所に集約して保管したいと考えから住宅兼社屋の北側にあった駐車場に倉庫を建築。倉庫建築に伴い、事業用車両など駐車場用地を確保する必要が生じ、今回除外手続きが完了した為計画するもの。

農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地、第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張による申請であり、位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと事務局も判断しております。

位置図は、1ページになります。

2つ目の案件です。使用貸借による住宅用地に伴う申請です。

土地の所在は、[REDACTED] 地目「畑」面積[REDACTED]㎡です

転用事業者は、貸渡人の娘婿、現在は、伊那に住んでいたが、将来的に、妻の両親をみることになる為、実家に隣接する農地に住宅を計画。

農地区分は生産性の低い消極的2種農地、第2種農地に該当。

位置的代替性がないため転用もやむを得ないと事務局としては判断しております。

位置図は、5ページになります。

3つ目の案件です。売買による建売住宅に伴う申請です。

土地の所在は、[REDACTED] 地目「田」面積[REDACTED]㎡ほか、[REDACTED]です。

詳しい地番については、追加資料を確認ください。

売買価格 [REDACTED]。

転用事業者は、申請地周辺は宅地も多く、沢保育園、北小学校、郵便局、コンビニ等生活していくには利便性もよく、反響も多く今後の地域発展等期待が持てると、建売住宅3棟計画するもの。今回除外手続きが完了したことに伴い申請するもの。

農地区分は、JR 沢駅より500m以内の農地で、2種農地に該当。

位置的代替性も無いため、転用もやむなしと判断します。

位置図は、9ページになります。

4つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、[REDACTED] 地目「畑」面積 [REDACTED] m²ほか [REDACTED] 筆
詳しい地番は、追加資料を確認ください。

駐車場・物置・家庭菜園用地としての申請です。

売買価格は、[REDACTED] です。

譲受人は、自宅に隣接する申請地を取得し、来客用駐車場と、物置、家庭菜園を取得したいと計画。

農地区分は、宅地と道路に囲まれた生産性の低い消極的2種農地、第2種農地に該当。

位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断しております。

位置図は、18ページになります。

全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上であります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。

1番の案件について鈴木健二委員。

鈴木委員

事務局の説明のとおりであります。[REDACTED] 個人事業主。周りは農振、近年は、荒廃が進んでいた。

議 長

2番の案件について、金澤博委員。

金澤委員

[REDACTED] が来て説明。長岡の中心地で [REDACTED]、事務局の説明のとおりです。

議 長

3番の案件について、大槻博文委員。

大槻委員

5/16 [REDACTED] さんが来て説明。除外手続きが完了したことに伴い計画となっており、事務局の説明のとおりであります。

議 長

4番の案件について、藤田久一委員。

藤田委員

5/19 [REDACTED] から説明あり。内容は事務局の説明のとおりです。

議 長

ただいま事務局及び地区委員より説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。採決をいたします。

原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第2号議案については認めることに決定しました。

日程第5議案第3号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社(中間管理機構)が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

1ページは、総括表となります。

田 4,052㎡ 畑 30,423㎡ であります。

2ページ～5ページは、貸し手の状況となります。

利用権の設定期間は、令和2年6月9日から令和12年12月31日までの10年間で25件となります。

6ページ～7ページは、借り手の状況となります。

議案第3号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。ご審議お願いします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第3号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり認めることに決定いたしました。日程第5議案第4号について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。

初めに①につきましてお願いします。

1ページは、総括表となります。

田 4,642 m²、畑 8,994 m² 計 13,636 m²

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となりますので、それぞれご確認ください。

議案第 4 号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。ご審議お願いします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第 4 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 4 号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第 6 報告第 1 号についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

報告第 1 号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。

公社への売買ですが、2 ページをお願いいたします。

こちらの案件は、購入予定者は、押野憲郎さんです。

報告第 1 号についての説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議 長

報告第 1 号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第 1 号は聞き留めて参ります。

続きまして、日程第 7 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について説明をいたします。

使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたもの 令和 2 年 4 月から令和 2 年 5 月までの内訳となります。2 件 解約の届出がありました。

次期耕作者が決まっている方となります。

報告第 2 号についての説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議 長

報告第 2 号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手でお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第8 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の令和2年4月～令和2年5月の受付分になります。全部で17件ございました。町内お住まいの方が主となりますが、県外にお住まいの方が1件でありますので、地元の農業委員さんも注意して見ていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

報告第3号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長

報告第3号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第3号は聞き留めて参ります。

複数相続により取得されておりますので、地元の農業委員さんは、注視していただきたいと思います。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思います。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

3 番

4 番
